北海道教育委員会教育長告示第40号

北海道が令和５年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。
また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する知事の権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任されている。

令和５年４月12日

北海道教育委員会教育長　倉　本　博　史

（教育委員会所管分その８）

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘　要
高校生交換留学促進事業 高校生交換留学促進事業に参加する生徒（以下「参加生徒」という。）の保護者に対し、その活動を奨励するため、予算の範囲内で補助する。	参加生徒の保護者	高校生交換留学促進事業に参加するために必要な経費のうち、参加生徒の新千歳空港と留学先の最寄り空港との間の往復交通費	定額（10万円。ただし、補助対象経費の実支出額が10万円に満たない場合は、その額とする。）	・教育第28号様式 ・教育第29号様式 ・教育第30号様式 ・その他別に指示する様式	・教育第29号様式 ・教育第31号様式 ・その他別に指示する様式	１　提出部数　１部 ２　提出期限 別に指示する日 ３　提出先 北海道教育庁学校教育局高校教育課	教育長	交付申請書及び実績報告書の様式並びにこれらに添付すべき関係書類の各様式については、平成26年北海道教育委員会教育長告示第22号で定める様式を使用すること。